限定承認公告

本籍岐阜県羽島市竹鼻町狐穴一一九六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙木　勲

右被相続人は平成二十六年十月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十三日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十四日
岐阜県羽島市江吉良町二二三〇番地三
相続財産管理人　髙木　松之
岐阜県岐阜市美江寺町一丁目五番地弁護士
法人岐阜合同法律事務所
右代理人弁護士　安藤　友人

限定承認公告

本籍滋賀県大津市打出浜三番、最後の住所滋賀県大津市打出浜三番五〇号パールハイツ六〇三号
被相続人　亡　原田　豊

右被相続人は平成二十七年三月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月一日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十四日
滋賀県大津市打出浜三番五〇号パールハイツ六〇三号　相続財産管理人　原田惠理子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市南区吉野町一丁目二番地、最後の住所静岡県賀茂郡河津町笹原三八三―二
被相続人　亡　大塚　三郎

右被相続人は平成二十七年二月二日死亡し、その相続人は平成二十七年七月八日静岡家庭裁判所下田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十四日
広島県広島市東区上大須賀町一―一二プロ
グレスＹ七〇二　限定承認者　山根　慎治

限定承認公告

本籍福岡県三潴郡大木町大字大角四八一番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　北島　博充

右被相続人は平成二十六年十二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日福岡家庭裁判所柳川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十四日
福岡県久留米市中央町三三―六　東久保険第一ビル五階
相続財産管理人北島紀子
右代理人弁護士　三溝　直喜

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十七年九月二十五日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定するため、規約第十六条の規定により、平成二十七年八月八日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十七年七月二十四日
東京都中央区銀座六丁目二番一号
大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額六十一億五千万円を一億一千四百万円減少して六十億三千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月九日
掲載頁　六十一頁（号外第八十二号）

平成二十七年七月二十四日
東京都港区元赤坂一丁目一番八号　株式会社赤坂国際会計内
特定目的会社品川シーサイド
取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千五百万円（第一号優先出資につき三千八百二十五万円、第二号優先出資につき三千六百七十五万円）減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月六日
掲載頁　一二六頁（号外第四十八号）
平成二十七年七月二十四日
東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ１
取締役　五十嵐知弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円（第一号優先出資につき三千五百七十万円、第二号優先出資につき三千四百三十万円）減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年三月六日
掲載頁　一二六頁（号外第四十八号）
平成二十七年七月二十四日
東京都港区六本木三丁目一六番二六号ハリファックスビル　特定目的会社ＪＲＩＣ２
取締役　五十嵐知弘

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を五十億六千七百四十万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

効力発生日は平成二十七年八月二十八日です。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十一日
掲載頁　五十八頁（号外第二三二号）
平成二十七年七月二十四日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京ムサシ特定目的会社
共同会計事務所内
取締役　藤田　収二

正誤

ページ	段	行	誤	正
四三	下	終りから四	入所者	入院患者等
〃	〃	〃 二	入院患者等	入院患者等
四四	〃	〃 二～一	本人	(vi)
〃	〃	九	(iv)	(vi)
四七	〃	一二	指定居宅サービス等基準	指定居宅サービス等基準

（原稿誤り）
同日（同号外）厚生労働省告示第九十七号（介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件）

（原稿誤り）
五五ページ上段終りから二一行目から二〇行目は次のとおりの誤り。
第九号中「ニ」を「ヘ及びト」に、「及び」を「並びに」に、「ハ」を「ニ及びホ」に改める。

同日（同号外）厚生労働省告示第百一号（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五六	下	一五	に改め、	に改め、同表の「三の項額欄中「三百二十円」を「三百七十円」に改め、

（原稿誤り）
平成二十四年十月二日掲載のさいたま家庭裁判所川越支部に係る平成二十四年（家）第七一六号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一三	四	二一～二二	死亡年月日西暦	死亡年月日西暦2011年6月30日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　七月二十四日付第一六六号
政府調達第一三八号四八ページ
一二〇ページ●同日付第一六七号九六ページ●同日付一ジ●五月二十二日付衆会第二七号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）